

県庁舎跡地整備基本構想の骨子案について

1. 骨子案の概要

(1) 基本理念

「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」

(2) 導入する機能等

・県庁舎跡地と県警本部跡地に、賑わいと交流に資する機能を効果的に配置する。

(主な機能)

- ・人々が憩い、日常的に賑わう「広場」
- ・この地の歴史や世界遺産など本県の魅力を伝える「情報発信機能」
- ・多様な交流を促進する「交流支援機能」
県庁舎跡地に、多目的交流スペースや研修・講義スペース等を設置
県警本部跡地では、産学官等の連携によるオープンイノベーション等を推進
- ・その他、第二別館跡地付近に、バスベイや待合所等を設置

・出土した石垣については保存・活用する方向で検討するとともに、出島との連携等にも留意し、佇まいやデザインを備えた空間を整備する。

・県において利活用の考え方を提示しながら、民間の運営事業者の持つコーディネート等のノウハウを有効に活用し、効果的な施設運営を図る。

2. 整備スケジュール等

・令和4年度以降、先ず、広場などをオープンスペースとして暫定的に供用する。その上で、利用状況等を検証し、その後の整備を検討することにより、「可変性」を確保しながら、段階的に整備する。

・県警本部跡地については、民間開発を基本に、事業者の意向等を踏まえながら、整備計画等を精査していく。

・旧第三別館については、利活用ニーズや耐震改修などのコスト面等を精査し、最終的な方向性を整理する。

・既に更地となっている、第二別館跡地などを活用し、社会実験の実施等を含め、早期の賑わいづくりを推進する。